

神戸市立長尾地域福祉センター利用規程

(目的)

第1条 この規程は、長尾ふれあいまちづくり協議会（以下「協議会」という。）が神戸市より管理委託を受けた神戸市立長尾地域福祉センター（以下「センター」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(施設)

第2条 センターは、地域の福祉活動のための地域活動コーナー及び老人いきいの家の機能を備えるものとする。

(開館時間及び休館日)

第3条 センターの開館日における開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 通常の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 時間外開館時間は、午後5時から午後9時までとする。

2 センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日
- (3) 年末年始（12月28日から翌年1月5日まで）

3 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず開館し、又は休館することができる。

(利用申込)

第4条 センターを団体で利用するときは、利用責任者を定め、利用申込書に必要な事項を記入し、利用日の3日前までに協議会に申請し、その承諾を得るものとする。

(利用の禁止)

第5条 センターの利用目的が、次の各号の一に該当するときは、その利用を禁止する。

- (1) 個人の利用（冠婚葬祭等）
- (2) 営利目的の利用
- (3) 宗教活動又は政治活動のための利用
- (4) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- (5) 建物又は、附属物を損傷するおそれのある利用
- (6) 前各号に掲げるもののほか協議会が不相当と認める利用

(利用者の義務)

第6条 センターの利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなくてはならない。

- (1) 建物及び附属物を傷つけないように注意すること。
- (2) 器具、備品等を大切に扱うこと。
- (3) 火気の取り扱いは、特に注意すること。

- (4) 騒音等により周辺住民に迷惑をかけること。
- (5) 利用後は、清掃し、机等使用した備品は原状に回復すること。ゴミ等は利用者が持って帰ること。
- (6) 電気を切り、水道の栓をしっかりと締め、ガスは室内の栓とともに屋外の元栓も止めること。
- (7) 持ち込んだ私物は退出の際に搬出し、センター内に残しておかないこと。
- (8) 利用責任者は、利用後速やかに鍵の貸主等に鍵を返還すること。

第7条 鍵は、利用事務責任者等のほか長尾連絡所でも保管する。

2 センターの利用責任者は、利用当日に利用責任者等・長尾連絡所に利用承認書を提示して鍵を受け取り、返還するまで責任をもって保管しなければならない。ただし、利用日が連絡所の閉庁日であるときは、直近の開庁日に鍵を借りるものとする。

(利用の賠償責任)

第8条 センターの利用者は、自己の責に帰すべき事由により、建物又は附属物等を破損又は汚損したときは、自己の責任により、速やかに原状に復するか若しくは、修繕費等の費用を賠償しなければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程は、協議会の総会において委員総数の過半数の同意を得て、変更することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用について必要な事項は、協議会で定めるものとする。

付 則

1 この規程は、平成5年4月23日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。